

令和6年度児童手当制度改正 手続き要否確認フローチャート

以下の質問に**現時点での状況**について「はい」、または「いいえ」でお答えください。

神川町から児童手当（特例給付を含む）の支給を受けていますか

※公務員の場合は、勤務先にお問い合わせください。

はい

高校生年代以上（平成14年4月2日生～平成21年4月1日生）の児童はいますか

※算定児童に登録されていない高校生年代の児童がいる場合には、「**額改定認定請求書**」の提出が必要です。

はい

大学生年代（平成14年4月2日生～平成18年4月1日生、親等の経済的負担がある）を含めきょうだいが3人以上いますか

※親等の経済的負担がない大学生年代の児童は、児童手当算定対象外となります。

はい

手続きが必要です

「額改定認定請求書」又は大学生年代が親等の経済的負担がある場合は「**監護相当・生計費の負担についての確認書**」も必要

いいえ

手続きは不要です

いいえ

いいえ

児童が大学生年代のみ
手続きが不要です

児童が高校生年代のみ
手続きが必要です
「認定請求書」が必要

所得上限限度額以上のため、支給停止
手続きが必要です
「認定請求書」が必要

※手続きが必要な方で請求者と児童手当の支給対象となる児童が別居している場合は、「**別居監護申立書**」の提出が必要です。また、大学生年代の児童（22歳に到達した最初の年度末まで）を含め、きょうだいが3人以上いる場合は、**監護相当・生計費の負担についての確認書**の提出が必要となります。

詳しくは、神川町ホームページ、神川町役場町民福祉課子育て支援担当までご連絡ください。

☎0495-77-2112

神川町ホームページ

